

福 祉 部

福祉事業の概要	- 1
生活保護	- 2
児童・母子福祉	- 3
高齢者福祉	- 14
障害者(児)福祉	- 17
福祉施設	- 22
四日市市社会福祉協議会	- 29
福祉センター	- 31

福祉事業の概要

近年、諸外国にも例を見ない速さで人口の少子化・高齢化が進み、高齢者問題をはじめ、心身障害者（児）・児童・ひとり親・低所得者対策など、福祉における課題は、多様化、複雑化してきている。こうした状況に対応するため、本市においては、すべての人が生きがいを持ち、市民が身近なところで共に支える福祉のまちを目指して各種の施策を進めている。

地域福祉としては、個人が人として尊重され、地域で自立した生活が送れるよう、平成21年3月に「第2次四日市市地域福祉計画」を策定し、市民・事業者・行政などが協働して福祉課題に取り組んでいる。

高齢者福祉としては、平成21年3月に「第4次四日市市介護保険事業計画・第5次四日市市高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスをはじめ様々なサービスを総合的に提供することにより、高齢者の生活の質を高め、豊かな老後の実現を目指している。

障害者福祉としては、障害者自立支援法が平成18年4月から段階的に施行され、障害の種別にかかわらず、障害福祉サービスが利用できるよう、仕組みを一元化し、施設・事業を再編するなど大きく変更がなされた。そのような中で、本市では、「第2次四日市市障害者計画」に基づき、相談・支援体制の充実、地域生活の支援、雇用就労の促進、精神障害者の支援、防災対策等の各施策の充実に努めている。また、障害者自立支援法に定める「障害福祉計画」を平成18年度に策定し、それにもとづき各種施策を推進してきた。平成21年度からは、「後期障害福祉計画」にもとづき、障害者が地域において自立した生活が営むことができるよう居宅生活を支援するとともに、社会参加を促進するため、障害福祉サービスの提供や地域生活支援事業を実施し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる。

児童福祉としては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために策定した「四日市市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、乳児保育、延長保育、特定保育、一時保育、休日保育といった多様な保育の提供、子育て支援センターや保育園の「あそぼう会」で、安心して子育てできるように相談や情報、遊びの場、保護者同士の交流の場の提供を行っている。

また、子どもの虐待の早期発見、早期対応、未然防止に向けて「虐待防止ネットワーク会議」を中心に、関係機関が連携して個別、具体の支援に結びつけている。

母子福祉としては、母子家庭の生活の安定と自立を促すため、母子生活支援施設の保育機能を活用し、保育サービスを提供したり、母子家庭自立支援給付金事業を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定員が公共職業安定所と連携して母子家庭の就労による自立を支援している。

低所得者対策としては、生活保護を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活支援専門相談、就労支援により自立の促進に努めている。また、仕事を失うことにより住宅まで失ったり、あるいは失う恐れのある人に対して、住宅手当事業を実施し、支援を行っている。

生活保護

国の定める最低基準の生活を維持することが困難な世帯に対し、生活保護法に基づき、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭等の扶助を行い、最低限度の生活を保障している。また、生活面での指導・支援を行い、世帯の自立自助に努めている。

保護状況

年度	全市人口	保護世帯	保護人員	保護率	保護費総額
平成 17	310,966 人	1,808 世帯	2,634 人	8.5‰	4,537,635 千円
18	312,062	1,874	2,732	8.8	4,746,023
19	313,403	1,956	2,833	9.1	4,627,920
20	314,805	1,991	2,868	9.2	5,043,970
21	314,577	2,137	3,072	9.8	5,277,674
22	314,393	2,516	3,614	11.5	6,361,473

保護費支出状況

(単位：千円)

区 分	18		19		20		21		22		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
扶 助 費	生活扶助	28,772	1,450,515	28,827	1,441,645	29,882	1,485,588	33,860	1,725,125	39,510	2,043,085
	住宅扶助	24,972	462,986	25,195	478,568	26,456	523,890	30,100	646,506	35,744	763,670
	教育扶助	3,106	18,553	3,103	20,419	3,322	22,188	3,386	32,347	3,904	40,305
	介護扶助	3,739	87,212	3,956	92,891	4,224	105,720	4,490	106,300	4,846	117,458
	医療扶助	26,436	2,639,913	27,333	2,498,267	28,391	2,812,559	31,178	2,670,725	34,917	3,294,989
	出産扶助	3	635	13	3,756	10	1,539	19	2,458	13	1,238
	生業扶助	745	9,821	798	10,061	855	11,707	986	17,397	1,106	18,914
	葬祭扶助	40	5,074	48	4,555	54	4,674	39	3,829	57	4,475
	小 計	87,813	4,674,709	89,273	4,550,162	93,194	4,967,865	104,058	5,204,687	120,097	6,284,134
施設委託事業費	517	71,313	553	77,758	529	76,105	536	72,987	540	77,339	
合 計	88,330	4,746,022	89,826	4,627,920	93,723	5,043,970	104,594	5,277,674	120,637	6,361,473	

児童・母子福祉

保育所

少子化の進行にもかかわらず、保育需要は高まっており園児の低年齢化が進んでいる。保育ニーズも多様化しており、乳児保育、延長保育、休日保育など多様な保育サービスの提供に努めている。

また、今日、都市化の進展や核家族化により、家庭や地域社会における養育機能の低下等が指摘されており、民間保育所と連携を保ちながら、「あそぼう会」など地域の子育て支援の充実、向上に努めている。

1. 公立保育所（25カ所）

（平成23年4月1日現在）

施設名	所在地	定員	現員	認可年月日
		人	人	昭
橋北	川原町 26-7	120	100	23.12.27
富洲原	富洲原町 31-35	120	116	26.4.30
塩浜西	柳町 33	60	52	27.7.1
四郷	室山町 233	120	118	28.5.1
羽津	羽津中二丁目 3-2	120	125	29.7.1
あがた	赤水町 966-1	90	73	27.7.1
大矢知	松寺一丁目 11-12	110	111	28.9.1
中央	元新町 2-17	120	112	30.8.1
ときわ	ときわ五丁目 1-12	160	185	33.4.1
富田	富田二丁目 12-9	80	90	39.4.1
海蔵	大字西阿倉川 883-1	120	121	42.9.1
下野	あさけが丘二丁目 1-156	60	36	44.6.1
内部	采女町 1576-1	130	123	45.4.1
磯津	大字塩浜 3050-2	40	26	46.4.1
坂部	坂部が丘五丁目 1-3	60	67	47.4.1
保々	西村町 2725-1	100	98	48.4.1
笹川	笹川六丁目 29-1	100	78	48.8.1
神前	高角町 2985-1	80	87	51.4.1
日永中央	日永西四丁目 1-29	110	110	51.7.1
笹川西	笹川九丁目 16-3	100	63	52.4.1
桜台	桜台一丁目 35-28	90	79	52.4.1
下野中央	朝明町 498-1	70	67	54.4.1
八郷西	あかつき台一丁目 2-89	60	30	55.4.1
くす南	楠町南五味塚 752	90	95	31.12.1
くす北	楠町北五味塚 43	60	24	31.3.1
合計		2,370	2,186	

2. 保育所保育料徴収料

〔表1〕

納入義務者の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）単位円			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	
第2	第1階層及び第6～第12階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭、在宅障害者のいる世帯のみ)	0	0	
第3		前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭、在宅障害者のいる世帯を除く)	6,700 (3,350)	4,900 (2,450)	4,200 (2,100)
第4		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	11,000 (5,500)	7,900 (3,950)	7,300 (3,650)
第5		所得割の額のある世帯	12,200 (6,100)	9,100 (4,550)	8,600 (4,300)
第6		8,500円未満	15,600 (7,800)	11,700 (5,850)	10,800 (5,400)
第7	8,500円以上 40,000円未満	26,400 (13,200)	19,300 (9,650)	16,800 (8,400)	
第8	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 71,500円未満	35,900 (17,950)	25,000 (12,500)	20,800 (10,400)
第9		71,500円以上 103,000円未満	41,900 (20,950)	27,300 (13,650)	22,600 (11,300)
第10		103,000円以上 258,000円未満	47,600 (23,800)	29,800 (14,900)	25,000 (12,500)
第11		258,000円以上 413,000円未満	52,000 (26,000)	31,900 (15,950)	25,800 (12,900)
第12		413,000円以上	58,500 (29,250)	33,100 (16,550)	26,600 (13,300)

生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

同一世帯において保育所、幼稚園及び認定こども園等に入所している児童が2人以上いる場合の保育料
〔表2〕

同一世帯の入所児童のうち、保育所に入所している児童に係る保育料	1 同一世帯の入所児童のうち、最も年齢の高い児童	基準額表の上段の額
	2 同一世帯の入所児童のうち、1の児童の次に年齢の高い児童	基準額表の上段の額×0.5 ()内の額
	3 その他の児童	0円

同一世帯で3人以上の児童があり、保育所に入所している児童の兄弟が小学校もしくは上記施設に入所している場合、小学6年生以下の児童から数えて、第3子目以降となる保育所入所児童の保育料は0円とします。

備 考

- (1) 年齢区分は4月1日時点での満年齢で決定し、年度中に変更しません。
- (2) 1か月全日欠席児童の月額保育料については、所定の月額保育料の7割(10円未満は切り捨て)とします。1日でも出席した場合は、その月の保育料は全額納入していただくことになります。
- (3) 保育料は、寄附金控除、配当控除、外国税額控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除を控除する前の所得税額により計算します。
- (4) 保育料は寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を控除する前の市町村民税の所得割により計算します。
- (5) 保護者が非婚のひとり親である場合、所得税額の計算は所得税法の寡婦(夫)控除を適用します。

この表の第4階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項1号に規定する均等割の額をいい、第5階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない)の額をいう。同法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

この表の第6階層から第12階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合は、次の規定は適用しない。

- ア 所得税法第78条第2項第1号、92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- イ 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- ウ 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律23号)附則第12条

3.私立保育所(24カ所)

(平成23年4月1日現在)

施設名	所在地	定員	現員	認可 年月日
		人	人	
日永厚生会	日永二丁目13-23 前田町14-20	90	101	平15.4.1 昭23.8.1
浜田	浜田町10-15	90	83	23.8.1
一口一ズ	桜町534	100	114	23.8.1
海山道	海山道町一丁目57	120	113	26.4.20
塩浜	塩浜本町一丁目90	60	46	30.8.1
愛華	平津町844-1	90	101	41.3.4
三重愛育	生桑町14-3	150	167	43.6.1
みのり	大宮町26-5	90	99	46.4.1
かわしま	三滝台四丁目4-4	100	93	53.4.1
大谷台	大谷台一丁目82	110	106	53.4.1
フジ	東坂部町150-4	110	114	54.4.1
いずみ	三重六丁目129	100	117	55.4.1
あがたが丘	あがたが丘一丁目18-4	90	78	56.4.1
ひよこ	東日野町1611	90	99	平元4.1
陽光台	浮橋二丁目7-5	75	84	4.2.10
たいすい	西日野町字今郷1871-7	120	134	18.3.29
こっこ	東日野町字道之上986-1	90	99	19.4.1
西浦	久保田二丁目5-3	60	45	19.4.1
河原田	河原田町387	90	110	19.4.1
水沢	水沢町2103-5	60	63	19.4.1
たいすい中央	鷓の森一丁目10-18	45	54	19.4.1
高花平	高花平二丁目1-53	60	68	20.4.1
三重	三重一丁目7	60	57	20.4.1
合 計		2,110	2,208	

4.年齢別保育状況

(平成23年4月1日現在)

区分	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育所	2,370	31	207	354	466	581	554	2,193
私立保育所	2,110	88	339	398	460	547	503	2,335
合 計	4,480	119	546	752	926	1,128	1,057	4,528

くまだ保育園、岸田保育園、広域入所を含む。

児童相談（処理方法別処理件数）

（平成 22 年度）

は社会福祉主事指導 知的障害者福祉司又	施設入所措置			又は通知 児童相談所への送致	児童相談所の委嘱に よる調査の完了	他の機関に斡旋紹介	相談・助言・その他	合計
	助産施設	母子寮	母子生活支援施設 (新規ケースのみ) 保育所					
1	18	3	1,777	7	91	15	730	2,642

家庭児童相談室 児童相談対応表

（平成 22 年度）

（件）

電話相談 (本人・家族・近隣からの相談・ 通告等)	虐待防止 ホットライン 通告・相談	面談	家庭訪問	園・学校等 への訪問	関係機関 と連携	ケース検討 会議	県女性相談所・母子 生活支援 施設への 身柄送致、 訪問	計
1,051	26	521	403	366	9213	46	23	11,649

子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども手当を支給する。

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

実施年月	平成 22 年 4 月 1 日
支給対象となる子ども	15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（中学校修了前の子ども）
受給資格者	子どもを監護（養育）し、生計を同一にする父または母。父母に監護されていない子どもについては、子どもを監護し、生計を維持する養育者。
手当額	支給対象となる子ども 1 人につき月額 13,000 円
受給者数	27,337 人

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない 18 歳に達する最初の 3 月までの児童の父母又は養育者の所得や就労、求職の状況に応じて支給する。

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

区分	受給者数	手 当 月 額
全額支給	1,340 人	41,720 円 (H18.4 から)、2 人目 5,000 円、3 人目以降、3,000 円加算
一部支給停止	1,049 人	41,710 ~ 9,850 円 (H18.4 から) 同 上
全額支給停止	205 人	
合 計	2,594 人	

受給世帯の状況 (全額支給停止世帯を除く)

(1) 理由別 (世帯)

離婚	死亡	障害	遺棄	未婚	重複・その他	合計
1,988	28	3	9	192	169	2,389

(2) 対象児童数別 (世帯)

1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	合 計
1,422	755	177	28	7	2,389

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある 20 歳未満の児童の父母または養育者に支給する。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

等級	受給者数	手 当 月 額
1 級	264 人 (全額支給) 18 人 (全額停止)	児童 1 人につき 50,750 円 (平成 18.4 から)
2 級	229 人 (全額支給) 17 人 (全額停止)	児童 1 人につき 33,800 円 (平成 18.4 から)
合計	528 人	

母子相談

20歳未満の児童を扶養する配偶者のない女子及び寡婦に対し、身上相談に応じ、福祉資金の貸付を行うなどその自立に必要な指導を行っている。

(平成22年度)

生活一般						児童		
住宅	医療	暴力 家庭 紛争 その他	就労	結婚	その他	養育	教育	その他
17	39	55	326	2	71	32	11	25

生活援護								その他		合計
母子貸付	母子償還	寡婦貸付	寡婦償還	児童扶養手当	生活保護	公的年金	その他	公営住宅	母子生活支援施設	
457	83	12	3	31	31	0	190	0	0	1,385

一人親家庭等医療費助成制度

助成の開始	昭和53年1月1日
対象者	本市に住所を有する18才未満の子どもを扶養している母子家庭の母親または父子家庭の父親及びこの者と生計を同じくする18歳に達する最初の3月までの児童並びに母子及び寡婦福祉法に定める父母のない18歳に達する最初の3月までの児童 国民健康保険の被保険者、又は規則で定める社会保険の被保険者及び被扶養者 本人及び扶養義務者の所得が規則で定める所得制限額未満である者
助成の範囲	医療保険で診療を受け、支払った自己負担額(保険の附加給付がある場合は、その額を控除した額)。
助成方法	受給資格者の申請に基づき助成額を支払う。
平成22年度助成件数 51,702件 医療費助成額 122,122千円 文書料助成額 9,981千円	

母子・寡婦福祉資金

20歳未満の児童を扶養する配偶者のない女子または寡婦に対し、経済的自立を促すとともに生活意欲の向上をはかるため、資金の貸し付けを行っている。

母子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(平成23年3月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度 (円)	貸付期間	据置期間	償還期限
事業開業資金	母子家庭の母・寡婦	2,830,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内
	母子福祉団体	4,260,000			
事業継続資金	母子家庭の母・寡婦	1,420,000		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後7年以内
	母子福祉団体	1,420,000			
修学資金	母子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のいない児童	一般分 別表1 特別分 別表2	就学期間中	卒業後6ヶ月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)
	18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなくなった高校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する			
就職支度資金	母子家庭の母又は児童寡婦・父母のいない児童	100,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 320,000			
生活資金	母子家庭の母・寡婦	母が生計中心者の時(技能習得) 月額141,000 (医療介護) 月額103,000 母が生計非中心者の時又は扶養する子の寡婦 月額69,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内 医療又は介護を受けている期間中の1年以内	知識・技能を習得期間満了後6ヶ月 医療又は介護を受ける期間満了後6ヶ月	据置期間経過後10年以内(技能習得) 据置期間経過後5年以内(医療介護)
	母子家庭の母(配偶者のない女子となって7年未満の者)	月額103,000(上限2,400,000) ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,236,000を限度として一括して貸付することができる	配偶者のない女子となって7年未満(生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6ヶ月	据置期間経過後8年以内
	母子家庭の母・寡婦	母が生計中心者の時 月額103,000 母が生計非中心者の時又は扶養する子のいない寡婦月額69,000	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6ヶ月	据置期間経過後5年以内
住宅資金	母子家庭の母・寡婦	一般 1,500,000		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後6年以内
		災害等 2,000,000			

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度(円)	貸付期間	措置期間	償還期限
転宅資金	母子家庭の母・寡婦	260,000		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後3年以内
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)寡婦	340,000 特に経済的に必要と認められる場合 480,000 介護 500,000		医療又は介護を受ける期間満了後6ヶ月	据置期間経過後5年以内
就学支度資金		小学校	39,500		
		中学校	46,100		
		高等学校 A 高等専門学校 専修学校 (高等課程) (一般課程)	自宅 150,000		
			自宅外 160,000		
		私立の 高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000		
			自宅外 420,000		
		国公立の 大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	自宅 370,000		
			自宅外 380,000		
私立の 大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	自宅 580,000				
	自宅外 590,000				
修業施設	高校卒業者 自宅 90,000 自宅外 100,000				
結婚資金	母子家庭の児童 寡婦が扶養している子	婚姻する子1人につき 300,000		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後5年以内
修業資金	母子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	月額 68,000	知能技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後6年以内
		高校3年在学時就職希望の児童が自動車運転免許取得の場合 460,000			
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	月額 68,000	知能技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後10年以内
		入学金・学費等に必要と認められる場合 816,000 自動車運転免許取得の場合 460,000			

〔別表1〕

修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表

（平成22年6月1日現在）単位：円

学校種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		国公立	私立					
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自宅通学		18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学		23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学		30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学		35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学		21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学		22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学		32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学		35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学		45,000	45,000			
		自宅外通学		51,000	51,000			
	私立	自宅通学		53,000	53,000			
		自宅外通学		60,000	60,000			
大学	国公立	自宅通学		45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学		51,000	51,000	51,000	51,000	
	私立	自宅通学		54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学		64,000	64,000	64,000	64,000	
専修学校 （一般課程）			31,000	31,000				

〔別表2〕

修学資金（特別分）貸付限度額（月額）一覧表

（平成22年6月1日現在）単位：円

学校種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		国公立	私立					
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学 専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		76,500	76,500			
	私立	自宅通学		79,500	79,500			
		自宅外通学		90,000	90,000			
大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学		76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅通学		81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学		96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校 （一般課程）			46,500	46,500				

乳幼児医療費助成制度

助成の開始	昭和48年4月1日
助成の対象者	本市に住所を有する乳幼児（小学校就学前までの者） 乳幼児が国民健康保険の被保険者又は規則で定める社会保険の被扶養者 扶養義務者の所得が規則で定める所得制限額未満である者
助成の範囲	医療保険で診療を受け、支払った自己負担額（保険の附加給付がある場合は、その額を控除した額）。
助成方法	受給資格者の申請に基づき助成額を支払う。
平成22年度助成件数 238,976件 医療費助成額 392,477千円 文書料助成額 46,395千円	

不妊治療に要する医療費助成

本市で不妊治療を行っている夫婦（法律上の婚姻をしている）に、治療に係る費用（医療費）の一部を助成することによって経済的な支援を行う

助成の開始	平成15年4月1日
助成の対象	夫婦のうち不妊治療を受けた者が、不妊治療の期間及び助成金の交付申請の日に本市の住民基本台帳に記載され、又は本市の外国人登録原票に登録され有効な在留期間を有する者。 国民健康保険の被保険者、又は規則で定める社会保険の被保険者及び被扶養者。
助成の範囲	医師が必要と認めた不妊治療に係る医療費（保険診療一部負担金、保険適用外医療費の自己負担金）の10分の5以内で10万円を限度とする。ただし、健康保険法等で高額療養費、附加給付がある場合、他の地方公共団体から特定不妊治療にかかる助成金を受けることが出来る場合は、その額を控除した額。 申請は1年度分につき1回、通算5回の申請を限度とする。
助成方法	受給資格者の申請に基づき助成額を支払う。
平成22年度助成件数 356件 助成額 26,554千円	

高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営に努め、地域包括支援センターを市内3か所に設置し、介護予防ケアプランの作成や介護予防事業の実施をはじめ介護・福祉にかかわる幅広い分野について総合的な支援を行っている。さらに、身近な相談窓口として市内25カ所の在宅介護支援センターに相談業務を委託している。

また、高齢者の在宅生活支援のための訪問給食事業や、在宅介護を支援するおむつ支援事業などを行うとともに、老人クラブへの助成、敬老行事の助成等の敬老事業を実施している。

生きがいづくり

1. 老人クラブ

老人クラブ及び老人クラブ連合会の行う社会奉仕活動、高齢者教養講座の開催及び健康増進事業に対して助成を行う。（平成22年度 クラブ数234、会員数19,732人、補助金額13,661千円）

2. ふれあいいきいきサロン推進事業

高齢者が地域で気軽に集うことのできる「ふれあいいきいきサロン」の運営に要する経費の一部について、各地区社会福祉協議会を通じて助成する。
（平成22年度 サロン数162、補助金額7,597千円）

3. 公益社団法人四日市市シルバー人材センター（昭和55年8月設立）

働く意欲のある健康な60歳以上の高齢者に対し、働く機会を与え、生きがいと社会参加を促すことによって福祉の増進を図るもので、シルバー人材センターが高齢者にふさわしい仕事を公共機関や民間企業から有償で引き受け、これを会員の能力・希望に応じて提供する。

（平成22年度）

会員数	受託件数		就労実人員	就労延日人数	契約金額	会員配分金
	公共	民間				
1,490人	730件	9,076件	1,254人	139,672人	672,357,411円	563,008,474円

在宅高齢者の生活支援事業

1. 訪問給食事業

心身の障害等で調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、在宅介護支援センターから、昼食、夕食を配食し、対象者の生活の支援、社会的孤立感の解消を図る。（平成22年度末現在978人）

2. 緊急通報装置の貸与事業

65歳以上の低所得で病弱なひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報装置を貸与し、受信センターとの連携により、緊急時の連絡手段を確保する。（平成22年度末現在478人）

3. 養護老人ホームでのショートステイ

おおむね65歳以上で、基本的な生活習慣を欠いているなどの理由により、自宅での生活継続が困難なひとり暮らしの高齢者などを対象に、養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣の改善を図る。（平成22年度 延4,838日 利用者数178人）

4. 日常生活用具給付等事業

ひとり暮らしの高齢者等に対して、火災報知器、電磁調理器等日常生活用具を支給・貸与することにより福祉の増進を図る。

種 目	給付数量
電磁調理器	12
火災報知器	63
自動消火器	3

(平成 22 年度)

5. 四日市市在日外国人福祉給付金

日本に在留する外国人で、制度上年金支給の対象とならない高齢者または、障害者に対し月額 5,000 円の福祉給付金を支給する。(平成 23 年 3 月末現在 23 人)

6. おむつ支援事業

要介護 3・4・5 で、常時おむつを必要とする在宅高齢者に対して、月 6,500 円までのおむつ券を支給し、家族介護の負担を軽減する。(平成 22 年度末 1,250 人)

老人福祉施設への入所措置

心身に障害があったり身寄りがなかったりする高齢者のために各種老人ホームがある。このうち養護老人ホームについては、必要に応じて社会福祉事務所で入所措置をする。また、介護保険施設である特別養護老人ホームについても、高齢者虐待の対応などでやむを得ない事由がある場合は社会福祉事務所が入所措置できる。

(平成 22 年度)

養護老人ホーム	
年度末入所者数	措置費
138 人	257,851 千円

敬老

1. 敬老金の支給

100 歳を迎えた高齢者に対して、敬老金を贈呈する。(平成 22 年度 39 人)

2. 地区敬老行事の助成

毎年 9 月を中心に自治会・地区社会福祉協議会等が地区で敬老行事を実施した場合、実施地域に住所を有する 70 歳以上の高齢者の人数 × 700 円を上限として実施団体に対して助成する。(平成 22 年度 補助金額 32,699 千円)

3. 高齢者敬老訪問

市内最高齢者に対して、長寿お祝いの訪問を行う。

介護保険

1. 要介護認定の申請・訪問調査・認定審査件数 (平成22年度延べ)

申請件数	訪問調査件数	認定審査件数
14,590	13,901	13,512

2. 要介護・要支援認定者数 (実数)

(平成22年度末)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定総数
件数	1,863	1,506	2,132	1,487	1,366	1,348	1,124	10,826
率	17.2	13.9	19.7	13.7	12.6	12.5	10.4	100.0

率は小数点第二位を四捨五入

3. 介護保険料とその納め方

65歳以上の人は、特別徴収(年金からの天引き)または普通徴収(自主納付、口座振替)で納める。			月額保険料 平成22年度	
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	2,004円	
第2段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.5	2,004円	
第3段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.75	3,006円	
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がある人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.875	3,507円	
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がある人で、第4段階以外の人	基準額 4,008円	4,008円	
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間125万円未満の人	基準額×1.125	4,509円	
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間125万円以上、200万円未満の人	基準額×1.25	5,010円	
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間200万円以上の人	基準額×1.5	6,012円	

40歳から64歳までの人は、医療保険の保険料と一緒に納める。

(保険料の計算方法や金額は、加入している医療保険によって異なる。)

障害者（児）福祉

障害者の社会参加や地域生活を支援するために、法律に基づく各種の施策を実施するとともに、重度の障害児者に対する手当の支給、重度障害者タクシー料金及び重度身体障害者自動車燃料費用助成事業など、きめ細かな施策の推進に努めている。

身体障害者（児）状況

（平成23年4月1日現在）

区分	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	言語障害	内部障害	合計
18歳未満	166人	13人	35人	3人	42人	259人
18歳以上	5,366人	646人	1,018人	117人	3,169人	10,316人
計	5,532人	659人	1,053人	120人	3,211人	10,575人

知的障害者（児）状況

（平成23年4月1日現在）

区分	重度(A)	中・軽度(B)	計
18歳未満	190人	337人	527人
18歳以上	613人	673人	1,286人
計	803人	1,010人	1,813人

精神障害者（児）状況

（平成23年4月1日現在）

等級	1級	2級	3級	計
人数	163人	836人	293人	1,292人

障害者医療費助成制度

目的	障害者に対し医療費の助成をすることにより保健の向上に寄与するとともに、障害者の福祉の増進を図る。
助成対象者	本市に住所を有する者。ただし児童については、その保護者が本市に住所を有するもの。 国民健康保険の被保険者、又は規則で定める社会保険の被保険者及び被扶養者本人、配偶者及び扶養義務者の所得が規則で定める所得制限額未満である者 次のアからエのいずれか1項目に該当する者 ア) 身体障害者手帳1～3級の者 イ) 知能指数70以下の者 ウ) 戦傷病者手帳 項症及び款症の者 エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の者
助成の範囲	医療保険で診療を受け、支払った自己負担額（保険の附加給付がある場合は、その額を控除した額）。ただし、上欄 エに該当する者は、通院医療に限る。
助成方法	受給資格者の申請に基づき助成額を支払う。
平成22年度助成件数	181,354件
医療費助成額	708,630千円
文書料助成額	15,104千円

特別障害者手当（20歳以上）

目的	福祉手当に準ずる。
要件	(1) おおむね身体障害者手帳1級の一部の者、療育手帳A（重最度）の一部の者であり、重ねあわせて障害を持ちあわせていること。 (2) 施設等に入所していない者 (3) 3ヵ月を超えて入院していない者 (4) 前年の所得が一定の額に満たない者
手当額	月 額 26,440円（平成18年4月分から）
平成22年度末認定受給者数 264人（内全額停止13人） 受給金額 76,120,760円	

福祉手当（経過措置）（20歳以上）

目的	在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として実施するもので、その重度障害によって生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の福祉向上を図る。
要件	(1) 身体障害者手帳1級及び2級の一部に該当する者 IQ20以下の者 精神障害で上記と同程度以上と認められる者 合併障害を有する（障害手帳2級以上+IQ35以下）者 (2) 障害に関する年金（福祉年金を除く）を受給しない者 (3) 身障療護施設、その他これに類する施設等に入所していない者 (4) 前年の所得が一定の額に満たない者
手当額	月 額 14,380円（平成18年4月分から）
平成22年度末認定受給者数 29人（内全額停止1人） 受給金額 5,334,980円	

障害児福祉手当（20歳未満）

目的	福祉手当に準ずる
要件	”
手当額	月 額 14,380円（平成18年4月分から）
平成22年度末認定受給者数 206人（内全額停止12人） 受給金額 34,756,460円	

重度障害手当

目的	重度障害者（児）の福祉の増進
要件	本市に居住する在宅者 療育手帳Aまたは身体障害者手帳1級・2級
手当額	月 額 2,000円（平成15年5月分から）
平成22年度末認定受給者数 3,904人 受給金額 94,802,000円	

自立支援給付事業

居宅介護等

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
自宅の入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- ・重度訪問介護
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
- ・行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
- ・重度障害者等包括支援
介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行う。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

自立支援医療

心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担を公費で負担する。

補装具費の支給

身体上の障害を補うため、車いす・補聴器・つえなど補装具の交付・修理費を給付する。

地域生活支援事業

移動支援

・視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

重度の視覚障害者が、官公庁や病院等へ外出するときなどに、適当な付き添いが得られない場合にガイドヘルパーを派遣する。

・移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）に対し、円滑に外出ができるよう移動を支援する。

日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する。

日常生活用具の給付事業

在宅の重度障害者や難病患者の日常生活の便宜を図るため、浴槽、特殊寝台など用具の給付を行う。

相談支援事業

障害のある人、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行う。

手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚等に障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣する。

訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度身体障害者に対し、自宅を訪問して入浴サービスを提供する。

自動車改造費の助成

社会参加を促進するため、重度の肢体障害者が、就労などにとめない自動車を改造する場合、改造費を助成する。（所得制限あり）

自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳 1 級から 4 級に該当する人が、自動車教習所などにおいて操作訓練を受け、免許を取得した場合、要した費用の一部を助成する。（所得制限あり）

その他の障害福祉事業

タクシー料金助成事業

市内に居住する重度の障害者がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する。
(所得制限あり)

自動車燃料費用助成事業

市内に居住する重度の身体障害者が自己所有の自動車を自ら運転するとき、その燃料費の一部を助成する。(所得制限あり)

リフトタクシー運行事業

リフトタクシー運行経費を助成し、利用料金の低廉化を図り、重度の障害者(外出時に車いすが必要な人・ねたきり状態の人)の社会参加を促進する。

はり、きゅう、マッサージ給付事業

高齢者や重度障害者(肢体障害者)に対して、はり、きゅう、マッサージの利用券を給付する。

福祉環境整備事業

障害者、高齢者など、すべての市民が利用できる施設整備を図り、住みよい福祉都市としての環境づくりを行う。

訪問給食サービス事業

ひとり暮らし等の重度身体障害者に、給食サービスを提供する。

障害者施設送迎費の助成

障害福祉サービスを利用する障害者に対し、通所のための送迎に要する費用(施設送迎費)の一部を支給することにより、障害福祉サービスの利用促進を図り、障害者やその家族の地域での自立生活を推進する。

グループホーム・ケアホームの家賃助成

グループホーム・ケアホームを利用する障害者の家賃を軽減し、障害者の地域における自立生活の支援に要する経費の一部を補助することにより、障害者の施設等から地域生活への移行を促進する。

授産製品販売拡大支援事業

授産製品販売の支援員を雇用し(平成21年9月~)、授産施設や小規模作業所で行う作業の受注拡大や生産物の販路拡大を行い、障害者の雇用の安定や工賃の上昇、就労意欲の促進を図り、障害者の就労支援についての社会啓発を促進する。

福祉施設

児童福祉施設

1. 乳児院・児童養護施設「エスペランス四日市」

- ・設置主体...社会福祉法人「アパティア福祉会」・所在地...大字泊村字内谷 954
- ・認可年月日...平成 15 年 4 月 1 日 ・敷地面積...4,687.78 m²
- ・建築面積...延 2,798.35 m² ・構造...鉄筋コンクリート造 3 階建
- ・定員...養護部 55 人・乳児部 25 人

2. 知的障害児通園施設・児童デイサービス事業所「あけぼの学園」

- ・設置主体...四日市市 ・所在地...西日野町 4070-1
- ・認可年月日...昭和 36 年 4 月 1 日 ・定員...通園部 50 人
- ・敷地面積...5,516.12 m² 療育部 1 日 20 人以内
- ・構造...鉄骨造コロニアル葺平家建・建築面積...1,690 m²

あけぼの学園では、障害幼児の保育及び療育を行い、その発達の促進と障害の軽減を図り、社会生活への円滑な参加を目指しているが、専門指導として、心理相談員・言語聴覚士・理学療法士、さらに作業療法士を配置し、その充実・向上を図っている。

3. 児童館

設置主体	施設名	所在地	認可年月日
四日市市	北部児童館	富州原町 31-50	昭 39 . 4 . 1
"	橋北児童館	新浜町 14-4	昭 46 . 11 . 1
"	塩浜児童館	大字塩浜 887-1	昭 51 . 3 . 31
"	こどもの家	諏訪栄町 22-25	昭 51 . 6 . 5

4. 母子生活支援施設「菜の花苑」

- ・設置主体...社会福祉法人「四日市厚生会」・所在地...前田町 14-20
- ・認可年月日...昭和 27 年 5 月 26 日 ・定員...30 世帯（現員 30 世帯）
- ・敷地面積...3,760.00 m² ・建築面積...延 1,831.16 m²
- ・構造...鉄筋コンクリート造 2 階建、同 3 階建

5. 病児保育室「カンガルーム」

- ・設置主体...四日市市
- ・運営主体...医療法人 里仁会 ・所在地...中部 8 番 17 号
- ・開設年月日...平成 12 年 8 月 21 日 ・延床面積...延 225.6 m²
- ・定員...6 名 ・構造...鉄筋造 2 階建

老人福祉施設等

1. 老人福祉センター

(1) 中央老人福祉センター

- ・設置主体...四日市市
- ・運営主体...社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会
- ・開所年月日...昭和 49 年 6 月 1 日
- ・建築面積...延 1,069.06 m²
- ・所在地...日永東一丁目 2-27
- ・敷地面積...3,962.00 m²
- ・構造...鉄筋コンクリート造 2 階建

利用状況

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 22	3,603	3,550	4,071	4,368	4,217	4,277	4,435	4,241	3,843	4,086	4,415	5,202

(2) 西老人福祉センター

- ・設置主体...四日市市
- ・運営主体...社会福祉法人 風薫会
- ・開所年月日...昭和 55 年 5 月 21 日
- ・建築面積...延 551.00 m²
- ・所在地...西坂部町 1397-1
- ・敷地面積...2,703.58 m²
- ・構造...鉄骨造一部 2 階建

利用状況

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 22	4,024	3,751	3,845	3,890	3,538	3,655	3,987	3,403	3,425	3,555	3,730	4,234

2. 地域包括支援センター

(1) 四日市市北地域包括支援センター

- ・設置主体...社会福祉法人「富田浜福祉会」
- ・所在地...富田浜町 26-14
- ・開所年月日...平成 18 年 4 月 1 日

(2) 四日市市中地域包括支援センター

- ・設置主体...社会福祉法人「四日市市社会福祉協議会」
- ・所在地...諏訪町 2-2
- ・開所年月日...平成 18 年 4 月 1 日

(3) 四日市市南地域包括支援センター

- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
- ・所在地...山田町 5570-4
- ・開所年月日...平成 18 年 4 月 1 日

3. 在宅介護支援センター

(1) 小山田在宅介護サービスセンター

- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
- ・開所年月日...平成 3 年 2 月 1 日
- ・所在地...山田町 5500-1

(2) 陽光苑在宅介護サービスセンター

- ・設置主体...社会福祉法人「三重福祉会」
- ・開所年月日...平成 4 年 4 月 1 日
- ・所在地...西坂部町 1127

- (3) 常磐在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 6 年 6 月 1 日
 - ・所在地...城東町 3-22

- (4) 英水苑在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「英水会」
 - ・開所年月日...平成 6 年 10 月 1 日
 - ・所在地...智積町 34-1

- (5) ヴィラ四日市在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「平成福祉会」
 - ・開所年月日...平成 8 年 5 月 1 日
 - ・所在地...垂坂町 8-2

- (6) Y M C A 在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「三重 Y M C A 福祉会」
 - ・開所年月日...平成 8 年 5 月 1 日
 - ・所在地...阿倉川町 14-16

- (7) 四郷在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 8 年 5 月 1 日
 - ・所在地...西日野町 4015

- (8) 下野在宅介護支援センター
 - ・設置主体...社会福祉法人「宏育会」
 - ・開所年月日...平成 8 年 7 月 1 日
 - ・所在地...西大鐘町 1580

- (9) みなと在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「風薫会」
 - ・開所年月日...平成 10 年 5 月 1 日
 - ・所在地...高砂町 7-6

- (10) 富田浜在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「富田浜福祉会」
 - ・開所年月日...平成 10 年 7 月 1 日
 - ・所在地...富田浜町 26-14

- (11) 南部陽光苑在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「三重福祉会」
 - ・開所年月日...平成 11 年 5 月 1 日
 - ・所在地...河原田町 2146

- (12) 川島在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 11 年 5 月 1 日
 - ・所在地...川島町 4040

- (13) くぬぎの木在宅介護サービスセンター
 - ・設置主体...社会福祉法人「あがた福祉の会」
 - ・開所年月日...平成 11 年 5 月 1 日
 - ・所在地...赤水町 1247-14

- (14) 在宅介護サービスセンターうねめの里
 ・設置主体...社会福祉法人「永甲会」 ・所在地...采女町 418-1
 ・開所年月日...平成 11 年 5 月 1 日
- (15) ハピネスやさと在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「アパティア長島会」 ・所在地...千代田町 325-1
 ・開所年月日...平成 11 年 5 月 1 日
- (16) 四日市市中央在宅介護支援センター
 ・設置主体...社会福祉法人「四日市市社会福祉協議会」
 ・開所年月日...平成 11 年 5 月 12 日
 ・所在地...諏訪町 2-2 四日市市総合会館内
- (17) 日永英水苑在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「英水会」 ・所在地...大字日永 5530-23
 ・開所年月日...平成 11 年 10 月 1 日
- (18) かんざき在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」 ・所在地...寺方町 986-4
 ・開所年月日...平成 12 年 4 月 1 日
- (19) 富州原在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「平成福祉会」 ・所在地...富州原町 2-80
 ・開所年月日...平成 12 年 4 月 1 日
- (20) 羽津在宅介護支援センター
 ・設置主体...社団法人全国社会保険協会連合会 ・所在地...羽津山町 10-8
 ・開所年月日...平成 9 年 5 月 1 日
- (21) くす在宅介護支援センター
 ・設置主体...社会福祉法人「四日市市社会福祉協議会」 ・所在地...楠町北五味塚
 ・開所年月日...平成 11 年 7 月 1 日 1450-1
- (22) 聖十字保々在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「鈴鹿聖十字会」 ・所在地...中野町 2492
 ・開所年月日...平成 13 年 2 月 1 日
- (23) 天カ須賀在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「徳寿会」 ・所在地...天カ須賀四丁目 7-25
 ・開所年月日...平成 13 年 4 月 2 日
- (24) しおはま在宅介護サービスセンター
 ・設置主体...社会福祉法人「風薫会」 ・所在地...大字塩浜 471
 ・開所年月日...平成 13 年 4 月 2 日

- (25) ユートピア在宅介護サービスセンター
・設置主体...社会福祉法人「ユートピア」 ・所在地...久保田二丁目 12-8
・開所年月日...平成 14 年 4 月 1 日

4. 養護老人ホーム「寿楽陽光苑」

- ・設置主体...社会福祉法人「三重福祉会」 ・所在地...大字泊村 1050-13
・開所年月日...平成 18 年 4 月 1 日 ・定員...120 人

5. 特別養護老人ホーム

(1) 小山田特別養護老人ホーム

- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」 ・所在地...山田町 5500-1
・開所年月日...昭和 49 年 6 月 1 日 ・定員...130 人

(2) 第二小山田特別養護老人ホーム

- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」 ・所在地...山田町 5513
・開所年月日...昭和 56 年 4 月 1 日 ・定員...100 人

(3) 特別養護老人ホーム「陽光苑」

- ・設置主体...社会福祉法人「三重福祉会」 ・所在地...西坂部町 1127
・開所年月日...昭和 60 年 4 月 1 日 ・定員...80 人

(4) 特別養護老人ホーム「ヴィラ四日市」

- ・設置主体...社会福祉法人「平成福祉会」 ・所在地...垂坂町 8-2
・開所年月日...平成 3 年 5 月 1 日 ・定員...80 人

(5) 特別養護老人ホーム「英水苑」

- ・設置主体...社会福祉法人「英水会」 ・所在地...智積町 34-1
・開所年月日...平成 6 年 7 月 1 日 ・定員...80 人

(6) 特別養護老人ホーム「よっかいち諧朋苑」

- ・設置主体...社会福祉法人「宏育会」 ・所在地...西大鐘町 1580
・開所年月日...平成 8 年 7 月 1 日 ・定員...100 人

(7) 特別養護老人ホーム「南部陽光苑」

- ・設置主体...社会福祉法人「三重福祉会」 ・所在地...河原田町 2146
・開所年月日...平成 11 年 4 月 10 日 ・定員...50 人

(8) かんざき特別養護老人ホーム

- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」 ・所在地...寺方町 986-1
・開所年月日...平成 12 年 3 月 6 日 ・定員...70 人

(9) 介護老人福祉施設みのりの里

- ・設置主体...社会福祉法人「徳寿会」 ・所在地...楠町本郷 1139-1
・開所年月日...平成 15 年 4 月 1 日 ・定員...50 人

- (10)特別養護老人ホームうねめの里
- ・設置主体...社会福祉法人「永甲会」
 - ・開所年月日...平成 17 年 4 月 1 日
 - ・所在地...采女町 418-1
 - ・定員...50 人
- (11)小山田特別養護老人ホームサテライト小杉
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 18 年 1 月 1 日
 - ・所在地...小杉町 1473-15
 - ・定員...10 人
- (12)特別養護老人ホーム風の路
- ・設置主体...社会福祉法人「風薫会」
 - ・開所年月日...平成 18 年 5 月 1 日
 - ・所在地...大字塩浜 471
 - ・定員...48 人
- (13)小山田特別養護老人ホームサテライト四郷
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 21 年 4 月 1 日
 - ・所在地...西日野町 4008
 - ・定員...20 人
- (14)小山田特別養護老人ホームサテライト常磐
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 22 年 4 月 1 日
 - ・所在地...城西町 13-45
 - ・定員...20 人
- (15)小山田特別養護老人ホームサテライト川島
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 22 年 4 月 1 日
 - ・所在地...川島町 4037
 - ・定員...20 人
- (16)特別養護老人ホームアリビオ
- ・設置主体...社会福祉法人「風薫会」
 - ・開所年月日...平成 22 年 5 月 1 日
 - ・所在地...大字塩浜 149-1
 - ・定員...50 人
6. 軽費老人ホーム
- (1) 小山田軽費老人ホーム (B 型)
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...昭和 54 年 10 月 1 日
 - ・所在地...山田町 5496
 - ・定員...50 人
- (2) 第二小山田軽費老人ホーム (A 型)
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...昭和 58 年 4 月 1 日
 - ・所在地...山田町 5496
 - ・定員...50 人
- (3) 小山田ケアハウス
- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
 - ・開所年月日...平成 2 年 8 月 11 日
 - ・所在地...山田町 5538-3
 - ・定員...50 人
- (4) 四日市ユートピアハウス
- ・設置主体...社会福祉法人「ユートピア」
 - ・開所年月日...平成 4 年 9 月 11 日
 - ・所在地...久保田二丁目 12-8
 - ・定員...60 人

(5) ケアハウス常磐

- ・設置主体...社会福祉法人「青山里会」
- ・開所年月日...平成 6 年 6 月 1 日

- ・所在地...城東町 3-22
- ・定員...60 人

(6) グリーンライフ英水苑

- ・設置主体...社会福祉法人「英水会」
- ・開所年月日...平成 11 年 9 月 20 日

- ・所在地...大字日永 5530-23
- ・定員...50 人

四日市市社会福祉協議会

1. 社会福祉協議会の性格と近年の動向

社会福祉協議会の運営の原則は、地域住民、社会福祉関係者などの参加、協力を得て活動するのを大きな特徴とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面をあわせもった組織である。

近年の急速な少子高齢化の進展などにより、社会経済全般にわたるさまざまな改革が求められている。

また家族構成や生活様式など、私たちの暮らしも大きく変化してきており、地域の相互扶助機能は弱体化し、社会的なつながりも希薄化してきている。これに伴い、高齢者の介護や介護予防、子育て支援や子どもの虐待防止、障害者の自立と社会参加など、今日では社会福祉は誰にとっても必要で身近なものとなっている。

このような状況のもと、社会福祉の分野では、改正介護保険法や障害者自立支援法の施行など諸改革が進められている。これらの福祉改革では、個人の尊厳、自立、人権の尊重という視点のもとに、誰もが住み慣れたまちで安心して自立した生活ができるよう日常生活を総合的に支援していく地域福祉の推進が目的とされている。このように、社会福祉協議会が果たすべき役割はより重要となってきた。

2. 沿革

昭和 32 年 3 月 四日市市社会福祉協議会を設立する。

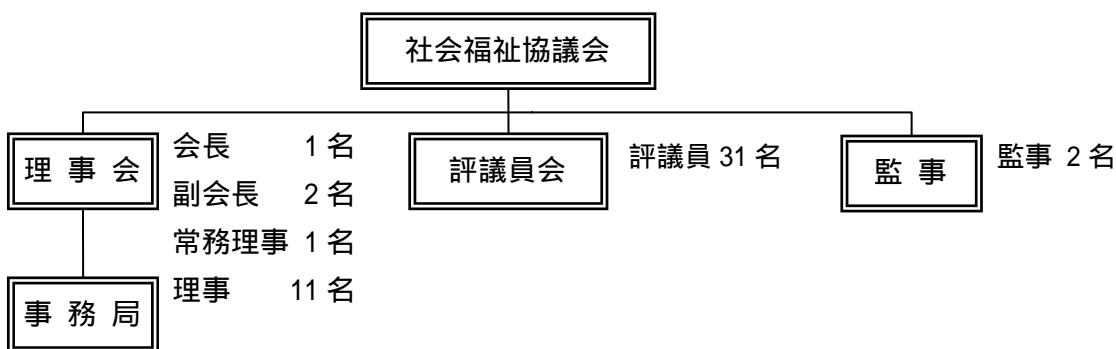
昭和 41 年 7 月 社会福祉法人の認可を受け、定款を施行する。

平成 2 年 8 月 四日市市総合会館内に四日市市福祉センターが開設され同所に事務所を移転する。

平成 17 年 2 月 四日市市と楠町の合併に伴い楠町社会福祉協議会と編入合併する。

3. 組織

行政及び市民団体、福祉団体、福祉施設等の公私代表者によって組織された執行機関としての理事会をはじめ、議決機関としての評議員会、監事及び事務局によって構成されている。



4. 四日市市社会福祉協議会の活動状況

「第3次地域福祉活動計画」に沿って、地区社会福祉協議会や民生児童委員活動等に対する支援及び地域での福祉活動の振興や組織化のための「ふれあいのまちづくり事業」やボランティアの発掘・育成・組織化及び福祉教育に対する支援などのための「福祉ボランティアのまちづくり事業」、広報紙の発行・社会福祉大会の開催などを通じて、市民の福祉意識の高揚をめざす「市民啓発事業」等、地域福祉活動を機軸として、次の福祉活動に取り組んでいく。

在宅福祉事業の推進については、介護保険事業として、訪問介護事業・居宅介護支援事業・通所介護事業(以上は、介護予防事業含む)及び介護保険認定調査業務(市受託)を展開していくとともに、障害者のホームヘルプサービス、並びに高齢者の生活支援ホームヘルプサービスを実施していく。

また、三重県、国から障害者就業・生活支援センター「ブラウ」、三重県社会福祉協議会から三泗地域権利擁護センターを受託しており、それぞれ運営を通して機能を強化していく。その他市から受託事業、補助事業である障害者や高齢者等の施設管理運営についても、その適切な管理運営により利用者へのサービスの向上に努めていく。

また、指定管理者施設については、より一層、利用者本位のきめ細かなサービスの提供に努めていくとともに、各施設が持つ機能やノウハウを地域に提供していくことで、社協らしさを発揮していく。

5. 主な事業（平成 22 年度事業）

(1) 市民啓発事業

社協だより「かけはし」の発行	社会福祉大会の開催
ホームページの更新	

(2) 福祉ボランティアのまちづくり事業

情報収集と提供	養成研修事業
活動支援	

(3) ふれあいのまちづくり事業

地区社会福祉協議会支援	地域福祉活動支援
四日市市福祉教育大学	福祉総合相談事業

(4) 福祉事業

介護保険関連事業	在宅福祉事業
障害者自立支援事業	福祉施設（障害者・高齢者・児童・母子）管理運営事業
授産製品販売拡大支援事業	

(5) その他の事業

第 3 次地域福祉活動計画の推進	福祉サービス相談窓口の設置
四日市市地域後見サポート事業	団体活動支援等事業
資金貸付事業	財政基盤の安定化

福祉センター

・施設概要

設置の目標	障害のある方や母子、寡婦家庭の皆さんが、地域のなかで助け合いながら「市民参加の福祉のまちづくり」を目指し、自立を促進するための拠点とすることを目的とする。		
所在地	四日市市諏訪町2番2号		
おもな施設	障害者福祉センター 社会福祉協議会	母子福祉センター 在宅サービス室	おもちゃ図書館 その他

・業務内容

事業名	内容
障害者福祉センター	<p>1. デイサービス事業 身体障害者に対して、各種の相談に応じ、機能訓練事業や創作的活動等の身体障害者デイサービス事業を実施し、障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>2. センター事業 福祉講座の開催や広報紙の発行を通して、情報を提供し障害の理解を進めるとともに、社会適応訓練室、軽作業室、療育訓練室、団体事務室等の貸館を行い、団体活動の拠点として相談や連絡調整など障害者団体の活動支援を行う。</p>
四日市市障害者自立生活支援センターかがやき	地域に居住する障害者、家族に対して社会資源を活用するための情報提供、社会生活を高めるためのアドバイス、日常生活上での困りごとに対する相談支援を行う。
四日市市障害者就業・生活支援センターブラウ	地域の障害者が自立した職業生活を実現していくため、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークを活かしながら、就業・生活相談や職場定着・同行などの支援を行う。
母子福祉センター	<p>1. 技能習得室・相談室 母子家庭及び寡婦の皆さんに対し、生活全般にわたる相談に応じるとともに技能習得講座を実施して、自立の支援を行う。また、趣味を通じての生きがいや、ふれあいづくりを目的としてサークルを開催する。</p>
おもちゃ図書館	障害のある子もいない子も、おもちゃを通して、仲良く遊び交流する場づくりと、親子の相互理解を深める支援を行う。
四日市市中地域包括支援センター	各在宅介護支援センターと連携を図りながら、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を継続的、包括的に行うとともに、介護予防事業を行う。
四日市市中央在宅介護支援センター	要介護高齢者若しくは要支援となるおそれのある高齢者、またはその家族等の介護に関するニーズに対し、専門の相談員が相談に応じ、情報の提供や介護保険福祉サービスへつなげるなどの支援を行う。
三泗地域権利擁護センター	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方を対象に福祉サービスの利用を支援するとともに、必要に応じ日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。